

大 気 関 係

窒素酸化物(NO_x)総量規制
使用計画書作成のしおり

平成24年4月

大阪府環境農林水産部環境管理室

はじめに

この冊子では、「大気汚染防止法(以下「法」という。)」に基づく窒素酸化物の総量規制(以下「総量規制」という。)について説明しています。

総量規制基準は工場・事業場に設置しているばい煙発生施設から排出される全ての窒素酸化物の量に対する基準であり、工場・事業場が集合している地域で排出基準のみでは環境基準の達成が困難であると認められる地域に対して適用されます。

大阪府では、窒素酸化物の排出量を把握する手段として「ばい煙発生施設使用計画書」を提供しています。

届出の必要はありませんが、総量規制基準の遵守状況の確認のためにご活用ください。

目次

1	総量規制対象	1
(1)	指定地域	1
(2)	特定工場等	1
2	基準	1
3	計画書の作成容量	2
(1)	届出書の記載方法	3
	ア様式2の記載例、記載上の注意	3
	イ附表の記載例、記載上の注意	7
参考-1.	大気汚染防止法に係るばい煙発生施設	9
参考-2.	ばい煙発生施設の施設係数	12
参考-3.	原燃料の量の重油への換算方法	14
	大阪府及び市町村の公害・環境担当一覧	16

1 総量規制対象

総量規制対象は、指定地域に特定工場等を設置している者及び設置しようとする者です。

(1) 指定地域

ばい煙ごとに大気汚染防止法施行令（以下「法施行令」という。）で定められた以下の地域です。

大阪市、堺市（美原区を除く）、東大阪市、豊中市、吹田市、泉大津市、守口市、八尾市、寝屋川市、松原市、大東市、門真市、摂津市、高石市、四条畷市、交野市、忠岡町

※大阪府以外が所管する区域（巻末「公害・環境担当部局一覧」の①の区域）については、担当部局にお問合せください。

(2) 特定工場

特定工場は、法施行令の別表第1（参考-1）に掲げるばい煙発生施設のうち窒素酸化物に係るばい煙発生施設（以下、「施設（総量規制）」という。）が設置されている工場・事業場であって、当該工場・事業場に設置されるすべての施設において使用される燃料及び原料（以下「原燃料」という。）の量を重油に換算したものを合計した量が **2.0kl/h 以上** のものです。

2 基準

	基準の計算式
基準日より前から設置された特定工場等	$Q=0.6\{\Sigma(C \cdot V)\}^{0.95}$
基準日以降に設置または変更された特定工場等	$Q=0.6\{\Sigma(C \cdot V) + \Sigma(C_i \cdot V_i)\}^{0.95}$

この式において、 Q 、 C 、 V 、 C_i 、及び V_i は、それぞれ次の値を表す。

- Q 排出が許容される窒素酸化物の量（総量規制）
（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時）
- C 特定工場等に基準日前から設置されている窒素酸化物に係るばい煙発生施設について、その種類ごとに参考-2の表に定める施設係数
- C_i 特定工場等に基準日以後に設置される窒素酸化物に係るばい煙発生施設について、その種類ごとに参考-2の表に定める施設係数
- V 特定工場等に基準日前から設置されている窒素酸化物に係るばい煙発生施設ごとの排出ガス量（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した万立方メートル毎時）
- V_i 特定工場等に基準日以後に設置される窒素酸化物に係るばい煙発生施設ごとの排出ガス量（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した万立方メートル毎時）

施設の種類	基準日
法施行令別表第1（参考-1）の1の項に掲げるボイラーのうち伝熱面積が10m ² 未満のもの	昭和60年9月10日
法施行令別表第1（参考-1）の29の項に掲げるガスタービン及び30の項に掲げるディーゼル機関	昭和63年2月1日
法施行令別表第1（参考-1）の31の項に掲げるガス機関及び32の項に掲げるガソリン機関	平成3年2月1日
上記以外の指定ばい煙に係るばい煙発生施設	昭和57年11月1日

3 計画書の作成要領

届出の必要はありませんが、工場・事業場から排出される窒素酸化物の排出量を把握するために計画書をご活用ください。

計画書作成に係る相談窓口は、施設を設置する市町村で異なります。詳しくは巻末の資料又は下記URLを参照してください。

〈大阪府／大気関係 届出・規制案内〉

<http://www.pref.osaka.jp/jigyoshohido/taiki/index.html>

様式2の記載上の注意事項

1	施設番号	工場・事業場（以下「工場等」と記す。）における施設の番号を記入する。（例：1号 2号 T-1 T-2 等）	
2	施設 の 区分	法対象	法施行令別表第1（参考-1）に示す項番号を記入する。
	施設係数に 係る区分		ばい煙発生施設の施設係数（参考-2）に示す区分番号を記入する。
3	施設の種類	法施行令別表第1（参考-1）の施設の種類に示す施設名称を記入する。（例：ボイラー ガス発生炉 加熱炉 等）	
4	施設の 設置年月日	下記のいずれかの年月日を記入する。 ・設置の届出に際して、法に基づくばい煙発生施設設置届出書の別紙1に記載した「着手予定年月日」を記入する。 ・使用及び変更の届出に際して、法に基づくばい煙発生施設使用（変更）届出書別紙1に記載した「設置年月日」を記入する。	
5	原料及び燃料の 最大燃焼能力 (定格)	各施設で使用する原料及び燃料の最大燃焼能力（定格値）を記入する。 （単位：液体 L/h、気体 10 ³ Nm ³ /h、固体 kg/h）	
6	使用する原料及 び燃料	(a)種類 (b)混焼割合 各施設で使用する原料及び燃料の種類（名称）、混焼割合を記入する。	
7	換算係数	原料については参考-3（1）に示す換算係数を、燃料については参考-3（2）に示す換算係数と、特別の換算係数が設定されている施設については、参考-3（3）に示す特別の換算係数を記入する。 数値は、参考-3（1）及び参考-3（2）の6項に該当する場合は、少数点以下4桁目を四捨五入すること。	
8	原料及び燃料使 用量の重油換算 値（定格）	各施設について、「5 原料及び燃料の最大燃焼能力」と「7 換算係数」を乗じてWNO _x を計算し記入する。ただし、参考-3（3）の施設の種類欄に掲げる施設において使用される燃料については、参考-3（2）により換算した量に当該施設の種類ごとにそれぞれ参考-3（3）の係数の欄に掲げる数を乗じるものとする。 原料を用いるものについては、重油の量への換算を原料の量により行う。 数値は、少数点以下4桁目を切り捨てること。	
9	使用 方法	交互 予備 休止 廃止	交互使用する施設にあつては、WNO _x の小さい方の施設を予備の施設として扱い、当該施設の「交互」を記入する。 （1号施設と2号施設を交互使用して2号施設を予備の施設として扱う場合は2号施設の「予備」と記入する。）また、廃止した施設、休止中の施設についてはそれぞれ「廃止」「休止」と記入する。

1 0	単位乾き 排ガス量 G_0'	原則として、各施設で使用する原燃料の理論燃焼計算による乾き排出ガス量とする。ただし、次表に示す単位乾き排出ガス量を使用してもよい。		
		原燃料の種類	原燃料の量	単位乾き排出ガス量(Nm ³)
		1 A重油	1 L	8.9
		2 B重油	1 L	9.3
		3 C重油	1 L	9.5
		4 軽油	1 L	8.8
		5 灯油	1 L	8.4
		6 一般炭	1 kg	7.2
		7 コークス	1 kg	7.2
		8 木材	1 kg	3.5
		9 木炭	1 kg	7.6
		10 都市ガス13A (4.5 MJ/Nm ³)	1 Nm ³	9.6
		11 液化天然ガス(LNG)	1 Nm ³	9.8
		12 液化石油ガス(LPG)	1 kg	11.0
		13 都市ごみ	1 kg	1.9
14 下水汚泥	1 kg	1.4		
15 紙	1 kg	4.0		
1 1	排出ガス量 (乾き、定格、0% 換算)	<p>「5原料及び燃料の最大燃焼能力」に、「10 単位乾き排ガス量」を乗じて求めた値を記入する。</p> <p>なお、この方法により排出ガス量の算定が難しい場合は、排出ガス量、排出ガス中の酸素濃度及び水分量の実測値又は排風機等の能力をもとに排出ガス量を決定し記入する。熱源が電気である施設(電気炉(アーク炉に限る。))を除く。)にあつては、排出ガス量を0とする。</p>		
1 2	総量規制基準 排出ガス量	<p>「1 1 排出ガス量」を以下により記入する。</p> <p>V : p1「2 基準」に示す基準日より前に設置された施設から出される排出ガス量</p> <p>V_i : p1「2 基準」に示す基準日以降に設置された施設から排される排出ガス量</p> <p>数値は、小数点以下4桁目を切り捨てること。</p> <p>※スクラップ・アンド・ビルドの取扱い</p> <p>基準日前に設置された対象施設を更新等のために廃止し、これに替えて対象施設を設置する場合は、当該設置される対象施設に係る $\Sigma(C \cdot V_i)$ のうち、当該廃止される対象施設に係る $\Sigma(C \cdot V)$ に相当する範囲を基準日前に設置されたものと同様 $\Sigma(C \cdot V)$ として取り扱う。</p>		

		施設係数	ばい煙発生施設の施設係数（参考・2）に示す施設係数を記入する。 C : p1「2 基準」に示す基準日より前に設置された施設の施設係数 C_i : p1「2 基準」に示す基準日以降に設置された施設の施設係数
		$C \cdot V, C_i \cdot V_i$	各施設について、 $C \cdot V, C_i \cdot V_i$ を計算し記入する。 数値は、小数点以下4桁目を切り捨てること。
		NOx 許容排出量 Q	総量規制基準の算式により、NOx 許容排出量を計算し、合計の欄に記入する。 なお、法に基づくNOx 許容排出量（総量規制基準）は、法対象施設のみので $C \cdot V, C_i \cdot V_i$ を用いて計算する。 数値は、小数点以下4桁目を切り捨てること。
1 3	施設管理値	N 値	施設ごとに最大窒素酸化物排出濃度（O ₂ =0%）を記入する。 N値は、原則として1時間の平均値とする。 N値は、以下の条件を満足することが必要である。 ・最大NOx 排出量合計値 $\Sigma\{1/100N \cdot (V+V_i)\} \leq$ 許容排出量 Q ・特定工場等にあつては、総量規制基準に満足すること。 ・法対象施設のN値は、法の排出濃度基準を満足していること。
		最大NOx 排出量 $1/100N \cdot (V+V_i)$	各施設について記入欄に示す計算方法により求めた値を記入する。 数値は、小数点以下4桁目を切り上げること。
1 4	NOx 対策の内容		NOx 排出量の低減化のための対策を施設ごとに記入する。対策なしの施設の場合は、空欄とする。
1 5	使用方法		交互使用する施設にあつては、 $C \cdot V + C_i \cdot V_i$ の小さい方の施設を予備の施設として当該施設の「交互」の欄に○印を記入し、○印の内に交互使用する相手の施設の施設番号を記入する。
1 6	法対象施設の合計		法対する、原料又は燃料使用量の重油換算値（WNOx）許容排出量（ $C \cdot V, C_i \cdot V_i, NOx$ 許容排出量 Q ）最大NOx 排出量の合計を記入すること
1 7	K、L		NOx 許容算定式（p1「2 基準」）で用いた、K、Lの値を記入すること $K=0.6, L=0.95$
1 8	備考		施設の使用状況について変更があつた場合は、その期日を記入する。

附表の記載上の注意事項

1	N値を設定する場合(N値を変更する場合、新たにN値を設定する施設で過去に測定実績がある場合)に添付する。	
2	附表は施設ごとに作成する。	
3	施設番号 施設の種類	別紙2で記入した施設番号、施設の種類を記入する。
4	各項目	整理表下部にある各項目の記入内容を参照し記入する。
	換算 NOx 濃度(ppm)	次の式により求め記入する。 $(\text{実測NO x 濃度(ppm)}) \times \frac{21}{21 - (\text{実測O}_2\text{濃度(ppm)})}$
	測定法	測定時に採用した測定法の名称を記入する。
5	横軸に負荷(%)、縦軸に換算NO x 濃度(ppm)をプロットしたグラフを貼付又は別紙として添付する。	

参考-1 大気汚染防止法に係るばい煙発生施設（法施行令 別表第1）

項	施設の種類	規模又は能力
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	大気汚染防止法施行令（以下「令」という。）で定めるところにより算定した伝熱面積（以下単に「伝熱面積」という。）が10㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上であること。
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が20t/日以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上であること。
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及びか焼炉（14の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1t/時以上であること。
4	金属の精錬の用に供する溶鋇炉（溶鋇用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（14の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1t/時以上であること。
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1㎡以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が0.5㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	火格子面積が1㎡以上であるか、羽口面断面積が0.5㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
7	石油製品、石油化学製品又はコーラル製品製造の用に供する加熱炉	火格子面積が1㎡以上であるか、羽口面断面積が0.5㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が200kg/時以上であること。
8 2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算6L/時以上であること。

9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26の項に掲げるものを除く。）	火格子面積が1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
11	乾燥炉（14の項及び23の項に掲げるものを除く。）	火格子面積が1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1000kVA以上であるもの。
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2㎡以上であるか、又は焼却能力が200kg/時以上であること。
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が0.5t/時以上であるか、火格子面積が0.5㎡以上であるか、羽口面断面積が0.2㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算20L/時以上であること。
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1立方メートル以上であること。
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあっては塩素換算量）の処理能力が1時間あたり50キログラム以上であること。
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算3L/時以上であること。
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前三項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあっては塩素換算量）の処理能力が1時間あたり50キログラム以上であること。
20	アルミニウムの精錬の用に供する電解炉	電流容量が30キロアンペア以上であること。

21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が80kg/時以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設（密閉式のものを除く。）	電熱面積が10平方メートル以上であるか、又はポンプの動力が1キロワット以上であること。
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が80kg/時以上であるか、火格子面積が1㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上であること。
24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算10L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が40kVA以上であること。
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上であること。
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4L/時以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上であるもの。
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が100kg/時以上であること。
28	コークス炉	原料の処理能力が20t/日以上であること。
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上であること。
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	
32	ガソリン機関	燃料の燃焼能力が重油換算35L/時以上であること。

参考-2 ばい煙発生施設の施設係数

	ばい煙発生施設の種類	施設係数	
		C	Ci
1	大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号。以下「令」という。）別表第1の1の項に掲げるボイラーのうちガスを専焼させるもの	2.5	1.6
2	令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち固体燃料を燃焼させるもの	6.5	4.6
3	令別表第1の1の項に掲げるボイラー（液体燃料を使用し、かつ、排煙脱硫装置を設置するものに限る。）のうち前2項に掲げるもの以外のもの	5.0	3.2
4	令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち前各項に掲げるもの以外のもの	3.1	2.2
5	令別表第1の2の項に掲げるガス発生炉のうち水素の製造の用に供するもの（天井バーナー燃焼方式のものに限る。）	4.5	3.2
6	令別表第1の2の項に掲げる施設のうち前項に掲げるもの以外のもの	3.0	2.1
7	令別表第1の3の項に掲げる焙焼炉（重油煤を原料とするものに限る。）	9.5	6.7
8	令別表第1の3の項に掲げる焙焼炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	2.9	2.0
9	令別表第1の3の項に掲げる焼結炉	11.0	7.7
10	令別表第1の3の項に掲げる煨焼炉のうちアルミの製造の用に供するもの	6.5	4.6
11	令別表第1の3の項に掲げる煨焼炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	2.0	1.4
12	令別表第1の4の項に掲げる溶鋳炉	2.0	1.4
13	令別表第1の4の項に掲げる施設のうち前項に掲げるもの以外のもの	3.0	2.3
14	令別表第1の5の項に掲げる溶解炉のうち合金鋳鉄の製造の用に供する反射炉	5.5	3.9
15	令別表第1の5の項に掲げる溶解炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	3.0	2.1
16	令別表第1の6の項に掲げる加熱炉	3.8	2.7
17	令別表第1の7の項に掲げる加熱炉	3.0	2.1
18	令別表第1の8の項に掲げる触媒再生塔	2.5	2.0
19	令別表第1の8の2の項に掲げる燃焼炉	1.2	0.8
20	令別表第1の9の項に掲げる焼成炉のうち石灰焼成炉（ガスを燃焼させるロータリーキルンに限る。）	14.0	9.8
21	令別表第1の9の項に掲げる焼成炉（石灰焼成炉に限る。）のうち前項に掲げるもの以外のもの	6.0	4.2
22	令別表第1の9の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	9.0	6.3
23	令別表第1の9の項に掲げる焼成炉のうち骨材焼成炉	10.0	7.0
24	令別表第1の9の項に掲げる焼成炉のうち耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するもの	11.0	7.7
25	令別表第1の9の項に掲げる溶融炉（板ガラス又はガラス繊維製品（ガラス繊維を含む。）の製造の用に供するものに限る。次項において同じ。）のうち液体燃料を使用し、かつ、排煙脱硫装置を設置するもの	24.0	16.8
26	令別表第1の9の項に掲げる溶融炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	20.5	14.4
27	令別表第1の9の項に掲げる溶融炉のうちホーローフリットの製造の用に供するもの	70.0	49.0
28	令別表第1の9の項に掲げる溶融炉（ガラスの製造の用に供するものに限る。）のうち25の項から前項までに掲げるもの以外のもの	22.4	15.7
29	令別表第1の9の項に掲げる施設のうち20の項から前項までに掲げるもの以外のもの	4.0	2.8
30	令別表第1の10の項に掲げる施設	3.0	2.1
31	令別表第1の11の項に掲げる乾燥炉	3.7	2.6
32	令別表第1の12の項に掲げる電気炉	19.0	13.3
33	令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉のうち一般廃棄物又は下水汚泥を焼却するもの（昭和57年11月1日以後に設置されたものに限る。）	7.0	7.0
34	令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	8.5	7.0

35	令別表第1の14の項に掲げる焙焼炉	2.0	1.4
36	令別表第1の14の項に掲げる焼結炉	8.5	6.0
37	令別表第1の14の項に掲げる溶鋳炉	1.0	0.7
38	令別表第1の14の項に掲げる転炉	3.0	2.3
39	令別表第1の14の項に掲げる溶解炉	3.0	2.1
40	令別表第1の14の項に掲げる乾燥炉	3.0	2.1
41	令別表第1の15の項に掲げる乾燥施設	3.0	2.1
42	令別表第1の18の項に掲げる反応炉	3.0	2.5
43	令別表第1の19の項に掲げる施設のうち光化学法によるカプロラクタム の製造の用に供し、又は亜硝酸ナトリウムを用いてニトロソ化反応若しくは ジアゾ化反応を行う工程に供する塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設	5.0	3.5
44	令別表第1の21の項に掲げる焼成炉	4.0	2.8
45	令別表第1の21の項に掲げる溶解炉	3.0	2.1
46	令別表第1の23の項に掲げる乾燥炉	3.0	2.1
47	令別表第1の23の項に掲げる焼成炉	4.0	2.8
48	令別表第1の24の項に掲げる溶解炉	3.0	2.1
49	令別表第1の25の項に掲げる溶解炉	3.0	2.1
50	令別表第1の26の項に掲げる溶解炉	3.0	2.1
51	令別表第1の26の項に掲げる反射炉	3.0	2.1
52	令別表第1の26の項に掲げる反応炉	3.0	2.5
53	令別表第1の26の項に掲げる乾燥施設	3.0	2.1
54	令別表第1の27の項に掲げる施設	2.0	1.6
55	令別表第1の28の項に掲げるコークス炉（製鉄の用に供するオートー型の ものに限る。次項において同じ。）のうち昭和57年11月1日以後に設置され るもの	7.0	7.0
56	令別表第1の28の項に掲げるコークス炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	11.7	7.0
57	令別表第1の28の項に掲げるコークス炉のうち前2項に掲げるもの以外の もの	4.0	2.8
58	令別表第1の29の項に掲げるガスタービン	7.0	5.0
59	令別表第1の30の項に掲げるディーゼル機関	49.0	40.0
60	令別表第1の31の項に掲げるガス機関	7.0	5.0
61	令別表第1の32の項に掲げるガソリン機関	7.0	5.0

備考

昭和57年11月1日以後に新たに窒素酸化物に係るばい煙発生施設が設置される場合において、当該設置と併せて同日前から設置されている窒素酸化物に係るばい煙発生施設が廃止されるときにおける3の(2)の算式の適用については、当該設置に係るすべての窒素酸化物に係るばい煙発生施設において算出される $\Sigma(C \cdot V_i)$ が、当該廃止に係るすべての窒素酸化物に係るばい煙発生施設において算出される $\Sigma(C \cdot V)$ を超えない場合は、当該設置に係るすべての窒素酸化物に係るばい煙発生施設の施設係数 C_i を C とみなす。

参考－ 3. 原燃料の量の重油の量への換算方法

下記に定める換算方法に従って計算します。

(1) 原料

次の表の原料の種類欄に掲げる原料 1 キログラムにつき、それぞれ同表の重油の量の欄に掲げる量に換算する。

	原料の種類	原料の量	重油の量 (単位 リットル)
1	法施行令別表第 1 の 3 の項に掲げる焼結炉において用いられる原料	1 キログラム	0.23
2	法施行令別表第 1 の 8 の項に掲げる触媒再生塔において用いられる原料	1 リットル	0.023
3	法施行令別表第 1 の 12 の項に掲げる電気炉 (アーク炉に限る。)において用いられる原料	1 キログラム	0.08
4	法施行令別表第 1 の 13 の項に掲げる廃棄物焼却炉において用いられる廃棄物のうち一般廃棄物	1 キログラム	0.56
5	法施行令別表第 1 の 13 の項に掲げる廃棄物焼却炉において用いられる廃棄物のうち下水汚泥	1 キログラム	0.28
6	昭和 56 年環境庁告示第 82 号(以下「告示」という。)の各号に掲げる原料のうち前各項に掲げるもの以外のもの	1 キログラム	当該原料の量 1 キログラム当たりの処理に伴い発生する窒素酸化物の量に相当する窒素酸化物の量を排出する重油 (重油 1 リットル当たり窒素酸化物を 0.00236 キログラム排出するものとする。)の量

(2) 燃料

次の表の燃料の種類欄に掲げる燃料ごとに同表の燃料の量の欄に掲げる量につき、それぞれ同表の重油の量の欄に掲げる量に、燃料の種類欄に掲げる燃料以外の燃料については、当該燃料と同量の発熱量を有する重油 (発熱量 1 キログラム当たり 43,950 キロジュール、比重 0.9) の量にそれぞれ換算する。

	燃料の種類	燃料の量	重油の量 (単位 リットル)
1	原油又は軽油	1 リットル	0.95
2	ナフサ又は灯油	1 リットル	0.90
3	液化天然ガス	1 キログラム	1.3
4	液化石油ガス	1 キログラム	1.2
5	都市ガス (温度摂氏零度、圧力 1 気圧の状態に換算して 1 立方メートル当たり 45,000 キロジュールの熱量を有するもの)	温度摂氏零度、圧力 1 気圧の状態に換算した 1 立方メートル	1.14

6	その他の燃料	1 リットル(固体燃料又は気体燃料にあつては1 キログラム)	当該燃料の量1 リットル(固体燃料又は気体燃料にあつては、1 キログラム) 当たりの発熱量に相当する発熱量を有する重油 (発熱量1 リットル当たり 39,600 キロジュール) の量
---	--------	--------------------------------	---

(3) 特別の換算係数

下記のばい煙発生施設の種類の欄に掲げるばい煙発生施設において使用される燃料については、上記表により換算した量に当該ばい煙発生施設の種類ごとに係数を乗じるものとする。

	ばい煙発生施設の種類	係 数
1	法施行令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるもの	3.5
2	法施行令別表第1の3の項に掲げる煨焼炉のうちアルミナの製造の用に供するもの	5.0
3	法施行令別表第1の9の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	5.3
4	法施行令別表第1の9の項に掲げる焼成炉のうち骨材又は石灰の製造の用に供するもの	3.0
5	法施行令別表第1の9の項に掲げる熔融炉のうちホーローフリットの製造の用に供するもの (タンク窯のものに限る。)	18.2
6	法施行令別表第1の9の項に掲げる熔融炉のうちガラスの製造の用に供するものであつて前項に掲げるもの以外のもの (タンク窯のものに限る。)	7.0
7	法施行令別表第1の28の項に掲げるコークス炉のうち製鉄の用に供するもの (オート型のものに限る。)	5.5
8	ばい煙発生施設の種類の欄に掲げるばい煙発生施設のうち前各項に掲げるもの以外のもの	1.0
9	法施行令別表第1の29の項に掲げるガスタービン	3.0
10	法施行令別表第1の30の項に掲げるディーゼル機関	20.0
11	法施行令別表第1の31の項に掲げるガス機関	3.0
12	法施行令別表第1の32の項に掲げるガソリン機関	3.0

大阪府および市町村の公害・環境担当部局一覧（2012. 4. 1 現在）

（1）所在する工場・事業場が下記の市町村の場合、担当部署に直接お問合せください。

市町村	担当部署 届出の提出先	電話番号
大阪市	環境管理課 環境保全対策グループ	06-6615-7923（直）
北・都島・淀川・東淀川・旭	環境管理部環境管理課 北部環境保全監視グループ	06-6313-9550（直）
中央・天王寺・浪速・東成・生野・城東・鶴見	環境管理部環境管理課 東部環境保全監視グループ	06-6267-9922（直）
福島・此花・西・港・大正・西淀川	環境管理部環境管理課 西部環境保全監視グループ	06-6576-9247（直）
阿倍野・東住吉・平野	環境管理部環境管理課 南東部環境保全監視グループ	06-6630-3433（直）
住之江・住吉・西成	環境管理部環境管理課 南西部環境保全監視グループ	06-4301-7248（直）
高槻市	環境保全課	072-674-7486（直）
堺市	環境指導課	072-228-7474（直）
東大阪市	公害対策課	06-4309-3203（直）
茨木市	環境保全課	072-620-1646（直）
枚方市	環境公害課	072-848-4492（直）
岸和田市	環境保全課	072-423-9462（直）
阪南市	生活環境課	072-471-5678（代）
吹田市	環境保全課	06-6384-1850（直）
豊中市	環境政策室	06-6858-2105（直）
八尾市	環境保全課	072-924-3841（直）

（2）下記の①から③の市町村では、大阪府から大気関係の事務を移譲し、届出に係る事務や規制指導等を分担して処理しています。

①池田市、箕面市、豊能町、能勢町

平成23年10月より、共同処理センターで処理しています（幹事市：池田市）。

大気関係に係る届出審査・指導等は池田市が行いますが、届出の提出先は各市町となりますので、ご注意ください。

- ・担当部署：池田市 広域環境をまもる課
- ・072-754-6647（直）

市町村	担当部署 届出の提出先	電話番号
池田市	環境をまもる課	072-754-6647（直）
箕面市	環境政策課	072-724-6189（直）
豊能町	環境課	072-736-1190（直）
能勢町	地域振興課	072-734-3171（直）

②河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村

平成24年1月より、分担処理しています（幹事市：河内長野市）。

大気関係に係る届出審査・指導は河内長野市が行いますが、届出の提出先は各市町村となりますので、ご注意ください。

- ・担当部署：河内長野市 環境保全課
- ・電話番号：0721-53-1111（代）

市町村	担当部署 届出の提出先	電話番号
河内長野市	環境保全課	0721-53-1111（代）
富田林市	みどり環境課	0721-25-1000（代）
大阪狭山市	市民部	072-366-0011（代）
太子町	生活環境室	0721-98-5525（直）
河南町	環境・まちづくり推進課	0721-93-2500（代）
千早赤阪村	住民課	0721-72-0081（代）

③泉大津市、忠岡町

平成24年1月より、泉大津市が処理しています（忠岡町の事務は泉大津市に委託されています）。

大気関係に係る届出審査・指導は泉大津市が行いますが、届出の提出先は各市町となりますので、ご注意ください。

- ・担当部署：泉大津市 生活環境課
- ・電話番号：0725-33-1131（代）

市町村	担当部署 届出の提出先	電話番号
泉大津市	生活環境課	0725-33-1131（代）
忠岡町	生活環境課	0725-22-1122（代）

（2）泉州地域の工場・事業所は、担当部署は下記の部署となりますが、届出の提出先は各市町の環境部局となります。（各市町を経由して、担当部署に届きます。）

- ・担当部署：大阪府 泉州農と緑の総合事務所 環境指導課
- ・電話番号：072-439-3601（代）

市町	届出の提出先	電話番号	届出書の あて先	部数
高石市	生活環境課	072-265-1001（代）	大阪府 泉州農と 緑の総合 事務所長	3部（正本1 部、写し2部）
貝塚市	環境政策課	072-433-7186（直）		
泉佐野市	環境衛生課	072-463-1212（代）		
熊取町	環境課	072-452-1001（代）		
田尻町	生活環境課	072-466-5005（直）		
和泉市	環境保全課	0725-41-1551（代）		
泉南市	環境整備課	072-483-9871（直）		
岬町	住民生活課	072-492-2714（直）		

(3) 上記以外の工場・事業所は、担当部署は下記の部署となりますが、届出の提出先は各市町の環境部局となります。(各市町村を經由して、担当部署に届きます。)

- ・担当部署：大阪府 環境管理室 事業所指導課 大気指導グループ
- ・電話番号：06-6941-0351 (代)

市町	届出の提出先	電話番号	届出書の あて先	部数
島本町	環境・産業課	075-962-2863 (直)	府知事	3部 (正本 1部、写し 2部)
摂津市	環境政策課	06-6383-1111 (代)		
交野市	環境保全課	072-892-0121 (代)		
四條畷市	生活環境課	072-877-2121 (代)		
寝屋川市	環境政策課	072-824-1181 (代)		
門真市	環境対策課	06-6902-7212 (直)		
守口市	環境保全課	06-6992-1221 (代)		
大東市	環境課	072-870-9621 (直)		
柏原市	環境保全課	072-972-1534 (直)		
藤井寺市	環境政策課	072-939-1111 (代)		
松原市	環境予防課	072-334-1550 (代)		